

「カフェテリアプラン」実施要項

一般財団法人青森県教職員互助会

1. 事業の目的
会員の多様なニーズに対応し、充実したワークライフバランスの実現を支援するため。
2. 事業内容
会員が、健康づくり・生きがいづくり・余暇活動等の多様なメニューから自由に選択し実施した場合、その経費を補助する。
3. 補助対象者
会員本人。
ただし、事業年度の4月から9月までの6か月間、継続した加入期間がある会員とする。
(臨時講師等の任用期間に定めがある会員・採用1年目の会員も対象とする。)
4. 補助対象経費
事業年度の4月1日から3月31日までに別表一覧表のメニューを実施し支払った右欄の経費。
5. 請求書受付期間
事業年度の6月1日から3月31日まで。【互助会必着】
不備を是正した後に再度提出する場合も、上記期間内とする。
6. 補助金額
7,000円(請求回数は年度内1回に限る。)
ただし、請求金額が7,000円未満の場合は、その金額を補助し、残額は次年度に繰越できない。
また、キャンペーンを実施する場合の補助金額は、別途定める。
7. 補助方法
会員が、請求書(別紙)に領収書等(写し可)を添付の上、互助会へ提出する。(電子申請可)
不備がないものは、医療費補助金等の給付金送金日に給付金振込口座へ送金する。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和8年5月26日から施行する。